

平成 30 年度第 1 回本部主催研修会

★どなたでも参加できます。★

- | | |
|-------|--|
| ◆日 時 | 平成 30 年 9 月 20 日 (木)
午後 1 時 00 分開会 受付 12 時 30 分から |
| ◆会 場 | メルパルク熊本 3F 阿蘇の間
熊本市中央区水道町 14-1 TEL096-355-6311 |
| ◆受講料 | 無料 |
| ◆参加対象 | 会員・会員以外の不動産業者、従業者
不動産に興味がある方等 |
| ◆定 員 | 約 400 名
※定員になり次第お断りする場合があります。 |
| ◆申込方法 | 申込は不要です。会場へお越しください。 |

【研修内容】

1. ブロック塀の安全対策について (13:10～13:20)

<講師 熊本県土木部建築住宅局建築課安全推進班 担当官 >

平成 30 年 6 月 18 日大阪府北部を震源とする地震が発生し、ブロック塀の倒壊に巻き込まれ、2 名の方が死亡する人的被害が発生しました。

ブロック塀の安全性点検等について、建築基準法施行令に基づき説明。

2. 契約不適合責任と仲介業者の責任 (13:20～14:50) ～知っておくべき基礎知識～

<講師 涼風法律事務所 弁護士 熊谷 則一 氏>

- ・2020 年 4 月 1 日から施行される改正民法において新たに規定される「契約不適合責任」の考え方。
- ・民法改正と同時に施行される宅地建物取引業法改正による「自ら売主」たる宅地建物取引業者の「契約不適合責任」の考え方。
- ・契約不適合な物件を仲介した宅地建物取引業者の責任についての考え方。
- ・従来の物理的瑕疵・法令上の瑕疵・心理的瑕疵など売主の責任が改正民法の下でどのように考えられるのかを検討。

3. 建物状況調査に関する宅建業法改正 (15:00～16:30) ～国交省の Q & A を徹底解説～

<講師 涼風法律事務所 弁護士 熊谷 則一 氏>

- ・宅建業法平成 28 年改正について。
- ・宅建業法の改正に伴う実務の変更と各種ひな形の変更。
- ・国交省 Q & A の解説。



【問い合わせ先】

(一社) 熊本県宅地建物取引業協会

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会熊本本部

TEL 096-213-1355 FAX 096-21 3-1356